

コンプライアンスに関する注意事項 – 金融犯罪の防止

こちらは、英文記事「[Compliance notice - prevention of financial crime](#)」（2019年12月）の和訳です。

贈賄、不正腐敗、マネーロンダリング、テロ資金供与の防止は、依然として、全世界の多くの規制当局の優先事項になっています。メンバーの皆様は、自社のコンプライアンスプログラムが有効に機能し続けるように、プログラムの継続的な点検・見直しを行うようにしてください。

海事業界における金融犯罪への対応に関する有益な情報が下記サイトでご覧いただけます。

- [International Chamber of Commerce – International Maritime Bureau - Commercial Crime Services](#)（国際商業会議所 – 国際海事局 – 商事犯罪情報サービス）
- [The Financial Action Task Force](#)（金融活動作業部会）
- [EU Sanctions Program](#)（EU制裁プログラム）
- [US Sanctions Program](#)（米国制裁プログラム）
- [The Maritime Anti-Corruption Network](#)（海事腐敗防止ネットワーク）

海上保険会社は、証券会社や銀行等の他の金融機関と同様に、犯罪（特に金融犯罪）を検知、防止、抑止するための実効的なシステムと統制手段を導入することが求められます。例えば、世界的に事業を展開している保険会社には、米国の海外腐敗行為防止法や英国の贈収賄法のような、国際的に適用可能な不正腐敗防止に関する諸規則が適用されます。こうした規則は、おそらくは世界中の腐敗防止法の中でも最も広範なものであり、贈賄と不正腐敗に関するゼロ・トレランス方式を推進することを意図したものです。他の金融機関と同様に、海上保険会社には、マネーロンダリングに関する多くの厳格な報告義務も課されます。このことは、犯罪の発生が疑われるような状況でさえも関連当局に報告しなければならない可能性があることを意味します。

海上保険会社は、事件や不審な状況の内容のほか、贈賄または不正な支払い（すなわち、犯罪収益）の受領者または受領したと思われる者を報告しなければならない場合があります。また、マネーロンダリング防止のためのルールにより、コンプライアンスを確実にするために詳細な顧客確認が求められます。当局がこの情報をもとに何を行うのか、あるいはさらなる捜査のためにその情報が他のいずれの国（支払いがなされた国、あるいはメンバーが所在する国）の当局に伝達される可能性があるのかを予想することはできません。その結果、メンバーは自社のコンプライアンス方針が守られているか否かを問われるようになることなどが考えられます。

メンバーの皆様は、贈賄、不正腐敗、マネーロンダリング、テロ資金供与の防止に関する自社のコンプライアンスプログラムの点検・見直しを行い、そのプログラムが様々な金融犯罪やコンプライアンス違反の防止を目的とした規制上の要求事項を満たしていることを確認するようにしてください。

このサーキュラーは、北欧海上保険連合（Cefor）のコンプライアンスフォーラムの協力を得て作成されたものであり、Cefor 加盟の各クラブが同様のサーキュラーを発行する見込みです。国際 P&I クラブに加盟する保険会社数社も、海事セクターにおけるコンプライアンスの重要性を強調するため、同様のサーキュラーを発行しています。

ご質問がありましたら、Gard の Group Compliance Officer である [Thor Magnus Berg](#) 若しくは [ガードジャパン株式会社](#)までお問い合わせください。

敬具

GARD AS



Rolf Thore Roppestad
CEO（最高経営責任者）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。